

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託 契約締結事業者公募要領

1 募集内容

(1) 委託業務名

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務

(2) 委託業務内容

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託費の限度額（本業務に係る令和8年度予算額）

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託契約の相手方が複数の場合は、すべての相手方に対する支払総額の上限とする。

2 応募資格

(1) 次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

※すでに本業務委託の公募に応募の結果、委託契約に至らなかった事業者の再応募は、原則、認めない。

3 質問事項の受付

公募要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付方法

「質問書（様式1）」に記入の上、E-mailで末尾記載の連絡先へ提出すること。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、1週間以内を目途に埼玉県ホームページに掲載する。

4 公募参加申込書の提出

本公募への参加を希望する場合は、あらかじめ「参加申込書(様式2)」を末尾記載の連絡先にE-mail、持参又は郵送(原則E-mailとし、郵送の場合は書留)で提出すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

5 応募書類の提出

(1) 提出書類

ア 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)に係るマッチング支援業務委託料率提案書。様式は任意とする。

イ 参考書類。様式は任意とし、記載する事項は次のとおりとする。

(ア) 企業版ふるさと納税による寄附獲得の事業スキーム

(イ) アプローチから寄附獲得に向けた積極的なクロージング活動に至る具体的手法

(イ) 主として本業務に従事する従業員数

(イ) この業務を行うにあたってPRできる自社のノウハウ、能力、実績

(イ) その他、必要と考える事項(自由提案)

ウ 業務実施体制調書(様式3)

※ 本県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

エ 業務実績調書(様式4、及び添付書類)

オ 会社業務概要(様式5、及び添付書類)

(2) 提出部数

電子データで提出の場合、正本データ一式

紙媒体で提出の場合、正本1部、副本8部(前記(1)アの副本は写し可)

(3) 提出先及び提出方法

末尾記載の連絡先にE-mail、持参又は郵送(原則E-mailとし、郵送の場合は書留)

※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日、閉庁日は受付不可。郵送の場合は原則書留

(4) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 応募者が応募書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効とする。

契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県計画調整課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書(様式任意)に記載の上、提出すること。

エ 応募書類の提出については、1提案者につき1提案とする。

オ 応募書類の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された応

募書類は返却しない。

力 提出された応募書類は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

6 委託契約候補者の決定

応募事業者の中から事業実施の確実性と適正な委託料率、有効なセールスポイントが認められる事業者を選定し、委託契約候補者とする。なお、委託契約候補者数は複数となることがある。

7 審査結果の通知

後日、選考結果を応募者に通知する。なお、委託契約候補者に選定されない場合の理由については、非公表とする。

8 契約方法

- (1) 県は委託契約候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託契約候補者から手数料率を示す見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 選定後であっても、委託契約候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないほか、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (3) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

9 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 書留以外の方法で郵送され、受領が確認できないもの。
- (5) 5（1）に示す提出書類がないもの。
- (6) 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- (7) 5（1）ア委託料率提案書を訂正したもの。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない応募書類により参加申込をしたもの。

10 公募の停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募を実施することができないと認められる場合は、公募を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

11 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

12 連絡先（応募書類等の提出先）

埼玉県企画財政部計画調整課 計画・地方創生担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階）

（電話）048-830-2143

（E-mail）a2130-05@pref.saitama.lg.jp